

俱舎学における声境の一考察

倉 松 崇 忠

抄録

本稿は、日本と中国の俱舎学における声境について論じるものである。『俱舎論』は、「声境は八種類である」と述べる。この『俱舎論』の記述が、『大毘婆沙論』で説かれる毘婆沙師の説に基づくものなのか、有余師の説に基づくものなのか、という点が中国の俱舎学で論じられている。普光の『俱舎論記』の第一の説では、『俱舎論』の記述は婆沙師の説に基づくものと主張する。一方、法宝の『俱舎論疏』は、有余師の説に基づくものと主張する。また、『俱舎論記』の第二の説では、『俱舎論』の記述は『大毘婆沙論』の説に基づくものではないとする。現在の日本の『俱舎論』の解説書は、『俱舎論記』の第一の説に基づき、『俱舎論』の声境を解説する。本稿では、現在の日本の『俱舎論』の解説書が『俱舎論記』の第一の説を採用する理由について考察する。

一、緒言

『俱舎論』において、声境は八種類であると述べられる。それは、船橋水哉『俱舎論講義』や青原令知『俱舎』などの日本の『俱舎論』の解説書によれば、(一) (知覚を有する有情から発せられる音である) 有執受大種を因とする声か、(それとは異なる) 無執受大種を因とする声か、(二) (言語認識をもたらす音である) 有情名の声か、(それとは異なる) 非有情名の声か、(三) (心地良い音である) 可意声か、(不快な) 不可意声か、という視点から、

- ①有執受大種を因とする有情名の可意声
- ②有執受大種を因とする有情名の不可意声
- ③有執受大種を因とする非有情名の可意声
- ④有執受大種を因とする非有情名の不可意声
- ⑤無執受大種を因とする有情名の可意声
- ⑥無執受大種を因とする有情名の不可意声
- ⑦無執受大種を因とする非有情名の可意声
- ⑧無執受大種を因とする非有情名の不可意声

の八種類とされる。同様の記述は、『俱舍論』の研究以外の分野の論文や、『望月仏教大辞典』などの辞書の声の項目などでも見られる。この解釈は、中国における『俱舍論』の注釈書である普光の『俱舍論記』の説に基づくものである。しかし、法宝の『俱舍論疏』では、声境の分類に関して全く異なる解釈を行っている。

本稿では、はじめに中国の『俱舍論』の注釈書が声境の分類に関して如何なる解釈を行っているのかを論じ、次にその解釈が日本においてどのように受容されたかを考察することによって、現在の『俱舍論』の解説書等が声境の種類に関して普光の学説だけを記述し、法宝の学説に言及しない理由を明らかにしたい。

二、俱舍論の記述と中国の『俱舍論』の注釈書の解釈

(一)『俱舍論』の記述

声境の種類に関して、『俱舍論』巻一は偈頌によって

声は唯、八種なり。⁽²⁾

と述べ、さらに、その偈頌の長行釈で

謂く、有執受或いは無執受大種を因と為すと、及び有情名、非有情名の差別にて四と為し。此れに復た、可意及び不可意を差別して八と成す。⁽³⁾

と述べる。この記述に対して、普光の『俱舍論記』（大正四一、一八頁下―一九頁下）が二つの説を、法宝の『俱舍論疏』（大正四一、四七九頁上―四八〇頁上）が一つの説を提示する。⁽⁴⁾以下では普光の第一説、法宝説、普光の第二説の順に述べ、最後に普光と法宝の解釈が異なる理由について述べたい。

（二）普光の第一説

普光の第一説は、『大毘婆沙論』卷十三で説かれる毘婆沙師説とされる

声処に八種あり。謂く執受大種の因とする声、非執受大種の因とする声なり。此の各のに二あり。謂く有情名の声と非有情名声なり。此れも復た、各に可意と不可意との別あるが故に八種を成ず。⁽⁵⁾

という記述を根拠とする。この説では、声境を、まず、知覚を有する有情から発せられる声である有執受大種を因とする声と、それ以外の無執受大種を因とする声の二種類に分ける。その二種類の音それぞれが、言語認識をもたらす有情名の声とそれ以外の音である非有情名の声にさらに分かれ、四種類となる。その四種類の音それぞれに、心地よい音で

ある可意声とそれ以外の不可意声があるため、声境は

- ①有執受大種を因とする有情名の可意声
- ②有執受大種を因とする有情名の不可意声
- ③有執受大種を因とする非有情名の可意声
- ④有執受大種を因とする非有情名の不可意声
- ⑤無執受大種を因とする有情名の可意声
- ⑥無執受大種を因とする有情名の不可意声
- ⑦無執受大種を因とする非有情名の可意声
- ⑧無執受大種を因とする非有情名の不可意声

の八種類となる、とする。

(三) 法宝説

普光の第一説が『大毘婆沙論』で説かれる毘婆沙師の説に基づくものであるのに対して、法宝の説は同じく『大毘婆沙論』卷十三で説かれる有余師説とされる

有るが是の説を作す。執受大種の因とする声と非執受大種を因とする声に、各の可意と不可意との別あり。有情数大種の因とする声と非有情数大種を因とする声も、亦た各の可意と不可意との別あるが故に八種を成ず⁶。

の記述を根拠とする。

毘婆沙師の説が、有執受あるいは無執受大種を因とする音に分け、それぞれに有情名と非有情名があるのに対して、この説では有執受あるいは無執受大種を因とする音と有情数と非有情数を別個に捉えて、最初に有執受あるいは無執受大種を因とする音と有情数と非有情数の四種類に分ける。その四種類に可意声と不可意声があるため、八種類となると解釈する。ここで『大毘婆沙論』の記述では有情数と非有情数となっており、『俱舍論』では有情名と非有情名となっているが。法宝は『俱舍論』の記述と『大毘婆沙論』で説かれる有余師の説は同一であるとする。よって法宝は声境を

- ①有執受大種を因とする可意声
- ②有執受大種を因とする不可意声
- ③無執受大種を因とする可意声
- ④無執受大種を因とする不可意声
- ⑤有情名（＝有情数）の可意声
- ⑥有情名（＝有情数）の不可意声
- ⑦非有情名（＝非有情数）の可意声
- ⑧非有情名（＝非有情数）の不可意声

の八種類と解釈する。

(四) 普光の第二説

普光の第二説は、先ほど述べた有余師説（法宝説）と極めて似ているが、普光は『大毘婆沙論』の有情数はあらゆる有情の身体から発せられた音を意味するものであり、『俱舍論』の有情名は言語認識をもたらず語表業となる音を意味するものであるから、有情名と有情数、非有情名と非有情数は同一とはならないとする。そして『大毘婆沙論』の有情数と非有情数を有情名と非有情名に修正した説を第二説として挙げる。よって普光の第二説によれば、声境は

- ①有執受大種を因とする可意声
- ②有執受大種を因とする不可意声
- ③無執受大種を因とする可意声
- ④無執受大種を因とする不可意声
- ⑤有情名（≠有情数）の可意声
- ⑥有情名（≠有情数）の不可意声
- ⑦非有情名（≠非有情数）の可意声
- ⑧非有情名（≠非有情数）の不可意声

の八種類となる。

また、有情数の声と有執受大種を因とする声は似ているが、普光は、有執受大種を因とする声が、知覚を有する有情から発生する音に限定されたものであるのに対して、有情数の声は、それに加えて、知覚を有しない有情から発せられた音も含まれると解釈している。よって有執受大種を因とする声は必ず有情数の声であるが、有情数の声は必ずしも有執受大種を因とする声とはならないとしている。そしてその例として化人の言語を挙げる。化人の言語は、次節で詳し

く述べるが、神通力を得た諸天や仏菩薩などが、仮に人間などの姿を生み出し語った言葉を指す。

(五) 普光と法宝の解釈が異なる理由

以上、普光と法宝の解釈を述べてきたが、解釈が異なるのは、無執受大種を因とする有情名の声境の存在を認めるのか認めないのかに起因している。普光は、化人の言語を「無執受大種を因とする有情名の声境」と解釈し、その存在を認める立場をとる。その根拠として『入阿毘達磨論』の

声に二種あり。謂く、有執受と及び無執受となり。大種を因と為すに、差別あるが故なり。自体に随う者⁷を有執受と名づく。是れ有覺の義なり。此れと相違するを無執受と名づく。前の所生の者を、有執受の大種を因と為すものと名づく。謂く、語手等の声なり。後の所生の者を、無執受の大種を因と為すものと名づく。謂く、風林等の声なり。此れを有情名と非有情名とにて差別して四と為す。謂く、前の声の中の語声を有情名の声と名づけ、余声を非有情名と名づく。後の声の中、化語の声を有情名と名づく。余声を非有情名の声と名づく。此れに復た、可意及び不可意の差別あるをもつて八を成ずるなり⁸。

という記述を挙げている。そして、無執受大種を因とする有情名の声境が存在するのであるから、その存在を前提としている『大毘婆沙論』の毘婆沙師の説は成立する、とする。

それに対して法宝は、化人の言語を「無執受大種を因とする、非有情名の声境」と解釈し、無執受大種を因とする有情名の声境の存在を認めない立場をとる。よって、その存在を前提としている『大毘婆沙論』の毘婆沙師の説は成立しないとする。

普光と法宝は、化人の言語を、無執受大種を因とする声とする点では一致している。しかし、化人の言語は有情名な

のか非有情名なのかという点では、反対のことを述べている。次節では、この点に関して普光と法宝がどのように解釈しているかを述べたい。

三、普光と法宝の化人の言語の解釈

普光と法宝の記述をみると、以下の二点によって、化人の言語が有情名なのか非有情名なのかを論じている

- ①化人の言語は名身等（名句文）を有しているのか否か
- ②化人の言語は語表業と成るのか否か

以下では、この二点に関して普光と法宝の解釈がどのように異なっているかを述べたい。

（一）化人の言語は名身等を有しているのか否か

名身等は、阿毘達磨において十四ある心不相応行法の内のひとつで、有情に言語認識をもたらすものとされる。名身等が無ければ、言語認識が生じないため、有情名の声とするためには、名身等を有するという条件を満たさなければならない。この名身等に関して、『俱舍論』巻五は

又、名身等是有情数の摂なり^⑨

と述べる。これによれば、名身等を有するためには、有情数であることが求められている。普光の第二説の部分で述べたように、普光は化人の言語を有情数の声と解釈する。そのため、普光は、化人の言語は名身等を有する、とする。

一方の法宝は、『俱舍論疏』で

正理、有情数の声、唯だ是れ、執受大種因と為す声とす。化人の語、同じく非執受大種因と為す声と許す。故に知んぬ、是れ、有情数の声及び有情名の声に非ざることを。^⑩

と述べる。法宝は『順正理論』において「有情数の声は有執受大種を因とする声だけである」と述べられていることを根拠に、化人の言語は無執受大種を因とする声であるから、有情数の声とはならない、とする。よって、化人の言語は有情数ではないため名身等を有しない、とする。

(二) 化人の言語は語表業と成るのか否か

次に、化人の言語は語表業と成るのか否かであるが、普光、法宝ともに『大毘婆沙論』卷百二十二の記述を根拠とする。そこでは、

問う、諸の化の語は是れ語業なりやいなや。有るが是の説を作す、彼は是れ語業なり、心の発するに由るが故に。有余師の説く、彼は語業にあらず、但だ語声と名づくるのみ。所化の身は無執受なるを以ての故に^⑪

と述べられる。普光は、この記述の前半部分の説を根拠として、化人の言語は語表業と成ると主張する。法宝は、後半の有余師の説を根拠として、化人の言語は語表業と成らないと主張する。

以上の二点から、普光は化人の言語を有情名と解釈し、法宝は非有情名と解釈している。

四、普光説と法宝説の日本における受容

次、日本の俱舎学において、これまで述べてきた普光と法宝の説がどの様に受容されてきたかについて、時代ごとに述べる。

(一) 鎌倉時代

宗性の『俱舎論本義鈔』は、『俱舎論』に関する一七四八にのぼる問答を収録しているものである。そこでは声境の種類に関する問答を三問収録しているが、いずれも普光と法宝の記述の意図がどの様なものかを議論するもので、普光と法宝の主張する三説のうちどれが正しい説なのかについては言及しない。

(二) 江戸時代

室町時代には、『俱舎論』の研究が衰退するが、江戸時代になると多くの注釈書が著されるようになる。鎌倉時代の『俱舎論本義鈔』が、どの説が正しいのかを問題にしないのに対して、江戸時代の注釈書では、この点が盛んに議論されるようになる。

まず、浄土宗の湛慧（一六七五～一七四七）の『俱舎論指要鈔』は、

光師、婆沙論十三及び入阿毘達磨一に憑りて八種声を立つが故に、無執受の有情名声有りと言う。又た、化語を判ずるに、以て語業と為す。此れ婆沙百二十二の第一師に依る。宝師は然らず。光師所引の婆沙および阿毘達磨は是れ不正義なり。正理・此論、此の義を用いず。又た化語は業に非ず。此れ婆沙百二十二の有余師説に依る^⑫

と述べ、「無執受大種を因とする有情名の声がある」とする普光の説とその説の根拠となる『大毘婆沙論』の毘婆沙師説と『入阿毘達磨』の説は不正義であり、『俱舍論』と『順正理論』は、これらの説ではなく、『大婆沙論』卷百二十二の有余師の説に基づくとして、法宝の説を支持する。湛慧と同じく浄土宗の普寂（一七〇七～一七八一）は、『俱舍論要解』で

光記は広く婆沙の前説を釈し、後に略して後説を叙ぶ。宝疏は後説を以て正と為し、前説を不正義と為す。寂曰く、今論主は正に後説に依る¹³⁾

と述べ、法宝の説を支持する。以上が江戸時代において法宝の説を支持するものである。また、普光の第一の説を支持するのが真言宗の快道（一七五一～一八一〇）である。快道は『俱舍論法義』において、

第一説（『大毘婆沙論』における第一の毘婆沙師の説）を最も尽理と為す。¹⁴⁾

と述べ、普光の第一の説の根拠となる『大毘婆沙論』の毘婆沙師の説が最も理に適っているとする。

幕末になると、普光の第二説を支持するものが現れる。浄土真宗大谷派の法宣（一七九〇～一八六七）が嘉永五年（一八五二）に講義をした『俱舍論講義』には、

光の後解は此論に有情名非有情名とあるがをば、名目は婆沙の前説を用いてその組み方は婆沙の後説に順う義門の不同に付いて八種の声を成すと云うが光の後解なり。これ此の論の正意なり¹⁵⁾

と述べる。法宣は、普光の第二説を、名目は毘婆沙師の説により、構成の仕方は有余師の説に随った両者の折衷案と解釈する。そして、この説が『俱舍論』の意に適っているとする。

(三) 明治時代

明治時代では、明治二〇年（一八八七）に出版された、真言宗の佐伯旭雅（一八二八～一八九一）の『俱舍論名所雜記』には

普光は有余師を不正とし、婆沙十三卷の所説（毘婆沙師説）をば、四論（『大毘婆沙論』、『俱舍論』、『入阿毘達磨論』、『順正理論』）一致と達見す。三藏（玄奘三藏）面授の高判よ。（中略）化人の言語を聞く時に、詮表あるゆえ隨応に他人の解了を生ずるは、名句と俱なる故なるぞ宝師の如く名なしと、言わば他人が聞く時に、解了を生ずか生ぜぬか、生ぜんや忽ち宗に異す。生ずと許せば化の声に、詮表あるは知れたこと、詮表あるは名に依る。大小乗の定本なり。此等の法相思惟せば、普光の了簡一一に、善美を尽くすものなるか¹⁶

とある。佐伯旭雅は、普光が引用する毘婆沙師の説は、『大毘婆沙論』『俱舍論』『入阿毘達磨論』『順正理論』の四つの論が一致する説であるとし、さらに玄奘三藏から直接面授されたものとする。さらに名身等の法相を考えれば、化人の言語に名身等があるのは明らかであるとし、普光の第一説を支持する。佐伯旭雅は、さらに同年出版された『冠導阿毘達磨俱舍論』においても、『俱舍論』の該当箇所¹⁷の注に、普光の第一説の図のみを記述する。

また、浄土真宗大谷派の山県良温は、明治二六年（一八九三）に出版された『俱舍論翼』で、

今、此の論（俱舍論）の説は何れの説に同ずるや、と云に光記に二義有り。初義は婆沙の前説に同じとする義、後

の義は別なりとする義なり。後の義は、有執受無執受を一の義門とし有情名非有情名を又一の義門として解するので、是れが婆沙の後説に似た様なれども違うなり。婆沙は有情数非有情数を明かし、光記は有情名非有情名を釈してある。此れ有情数非有情数と有情名非有情名との同じからざることは上に弁ずるが如し。然れば光記の後の釈が此の論文には親しきなり。¹⁷⁾

と述べ、普光の第二説を支持する。同じく、浄土真宗大谷派の斎藤唯信は、明治三二年（一八九八）に出版された『俱舍論講義』において、

此論の所説は婆沙論の前後両説とは同じからず¹⁸⁾

と述べ、普光の第一の説（毘婆沙師説）と法宝説（有余師）を否定した上で、普光の第二説を図にして掲載している。

（四）昭和以降

最後に、昭和以降の『俱舍論』の解説書の中で、船橋水哉『俱舍論講義』¹⁹⁾（昭和八年、一九三三）と青原令知『俱舍』（平成二七年、二〇一五）は、普光の第一説を正しいものとして述べ、普光の第二説と法宝の説に言及しない。また桜部建『仏典講座俱舍論』では、

声境（声処、声界）は苦楽の感覚を有する有情身の発する音とそうでない音との別、意味を伝える音とそうでない音との別、快い音と不快な音との別によって八種類に分たれる

と述べるだけで、八種類の音を具体的に解釈していない。

五、結語

以上、『俱舍論』で声境の分類について述べる部分における、中国と日本の注釈書の記述について考察したが、それをまとめると以下のようになる。

中国の『俱舍論』の注釈書では、『俱舍論』の記述をどのように解釈するのが問題となる。普光の第一説は、『大毘婆沙論』の毘婆沙師説に基づいて『俱舍論』の説く八種類の声境を解釈する。つぎに法宝は、『大毘婆沙論』の有余師の説と『俱舍論』の説を同じものとし、それによって解釈を行う。普光の第二説は、『大毘婆沙論』の有余師の説と非常に似ているが、有余師の説と『俱舍論』が有情数と有情名という別の用語を用いていることから、『大毘婆沙論』の有余師の説と『俱舍論』の説は異なる、として、有余師の説の有情数を有情名に修正したものをを用いて解釈を行う。

江戸時代から明治までの日本の『俱舍論』の注釈書では、中国の注釈書で示された三説のどれが正しいものであるのが議論の中心となる。その傾向を述べると以下のようになる。普光の第一の説を支持するのは、快道や佐伯旭雅といった真言宗の学者である。それに対して、法宝の説を支持するのは、湛慧や普寂といった浄土宗の学者である。そして、普光の第二説を支持するのは、法宣や山県良温や斎藤唯信といった浄土真宗大谷派の学者である。宗派によってきれいに分かれているため、それぞれの宗学に基づいている可能性が考えられるが、今のところ確定することは出来ない。

昭和以降の『俱舍論』の解説書は、著者の宗派に関わらず、普光の第一説を正しいものとして述べ、普光の第二説と法宝の説に言及しなくなる。これは、明治以降に『俱舍論』を学ぶために必須とされた『冠導阿毘達磨俱舍論』の作者である佐伯旭雅が、普光の第一説を支持し、『冠導阿毘達磨俱舍論』においても、普光の第一説のみを注記していることに起因していると考えられる。

使用文献一覧

- ① 『大毘婆沙論』…『阿毘達磨大毘婆沙論』五百大阿羅漢造 玄奘訳（大正二七）
- ② 『俱舍論』…『阿毘達磨俱舍論』世親造 玄奘訳（大正二九）
- ③ 『俱舍論記』…普光述（大正四一）
- ④ 『俱舍論疏』…法宝述（大正四一）
- ⑤ 『俱舍論本義鈔』…宗性述（大正六三）
- ⑥ 『俱舍論指要鈔』…湛慧述（大正六三）
- ⑦ 『俱舍論要解』…普寂述（弘全八九）
- ⑧ 『俱舍論法義』…快道述（大正六四）
- ⑨ 『俱舍論講義』（法宣）…桜井宝鈴編 護法館等 一八九八年
- ⑩ 『冠導阿毘達磨俱舍論』…佐伯旭雅 法蔵館 一八八七年
- ⑪ 『俱舍論名所雜記』…佐伯旭雅 法蔵館 一八八七年
- ⑫ 『俱舍論翼』…山県良温 共之社 一八九三年
- ⑬ 『俱舍論講義』（斎藤）…斎藤唯信 哲学館 一八九八年
- ⑭ 「聲字實相論に對する考察」…森田龍僊 密教研究三六号 一九三〇年 三頁
- ⑮ 『俱舍論講義』（船橋）…船橋水哉 東方書院 一九三三年
- ⑯ 『仏典講座俱舍論』…桜部建
- ⑰ 『俱舍』…龍谷大学仏教学叢書④『俱舍―絶ゆることなき法の流れ』青原令知編 自照社 二〇一五年

註

- (1) 「聲字實相論に對する考察」、森田龍徳、『密教研究』三六号、一九三〇年、三頁。
- (2) 大正二九、二頁下
- (3) 大正二九、二頁下
- (4) 普光の『俱舍論記』と法宝の『俱舍論疏』とともに三大疏とされる、神泰の『俱舍論疏』においても解釈が行われている。しかし神泰の説は『俱舍論』の記述に基づかないものであることに加え、日本の俱舍学にあまり影響を与えていない。そのため、本論では論じないが、神泰によれば、声境は、
 - ①有執受大種を因とする有情加行声の手等加行声
 - ②有執受大種を因とする有情加行声の語表業の依名起による有記声
 - ③有執受大種を因とする有情加行声の語表業の依名起による無記声
 - ④有執受大種を因とする有情加行声の語表業の不依名起による有記声
 - ⑤有執受大種を因とする有情加行声の語表業の不依名起による無記声
 - ⑥有執受大種を因とする不待加行声
 - ⑦無執受大種を因とする有情加行声
 - ⑧無執受大種を因とする諸界擾動声の八種類とされる。この説は『順正理論』の記述（大正二九、三三四頁上中）に基づくものである。
- (5) 大正二七、六四頁中
- (6) 大正二七、六四頁中
- (7) 大正に墮とあるのを乙本によって随と改めた
- (8) 大正二八、九八〇頁下〜九八一頁上。
- (9) 大正二九、二九頁下。
- (10) 大正四九、四七九中。

- (11) 大正二七、六三九頁下。
- (12) 大正六三、八三〇上。
- (13) 仏全八九卷、四十頁上。
- (14) 大正六四、三六頁中。○内は筆者が補った。
- (15) 『俱舎論講義』(法宣) 卷二之上、一四頁。
- (16) 『俱舎論名所雜記』十右左。○内は筆者が補い、片仮名は平仮名に改め、適宜句読点を補った。
- (17) 『俱舎論翼』八五～八六頁○内は筆者が補い、片仮名は平仮名に改め、適宜句読点を補った。
- (18) 『俱舎論講義』(斎藤) 七四頁。片仮名は平仮名に改めた
- (19) 『俱舎論講義』(船橋) 五五頁～五七頁
- (20) 『俱舎』四七頁

キーワード…声境 俱舎学 普光 法宝『俱舎論記』『俱舎論疏』